

# 山形市立第二小学校いじめ防止基本方針

## 1. はじめに

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるということをふまえる

学校・家庭・地域、各関係機関との連携の下、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応、組織的対応に取り組む。

## 2. いじめ防止のための取り組み

### (1) 教職員の取り組み

- ・いじめ問題に関する指導上の留意点について、職員会議等で周知を図る。
- ・児童に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の言動等、指導の在り方に細心の注意を払う。

### (2) 児童に培う力とその取り組み

#### ①児童に培う力

- ・思いやりの心（仲間の気持ちを理解する力、人格を尊重する態度）
- ・コミュニケーションを図る能力  
（意見の相違があっても互いに認め合い、調整して解決していく力）  
（自分の言動が、周囲にどのような影響を充てるか判断して行動できる能力）
- ・ストレスに適切に対処できる力
- ・自己有用感、自己肯定感、自己存在感を高める。

#### ②具体的な取り組み事項

- ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、一人一人を大切にしたい分かる授業づくりを推進する。
- ・目的や目標を明確にして、主体的に取り組む活動を通して、自己肯定感を高める。
- ・責任をもって学級内の係活動、委員会活動を果たすことを通して、互いの活躍を認め、他者に役立っているという自己有用感を高める。
- ・学校の教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図る。
- ・自尊感情、所属感を高めよりよい仲間作りをめざして、ハートフルタイム、ハートフルウイークを設ける。
- ・縦割り班活動など異学年交流活動を通して、心のつながり、思いやりの心を育てる。
- ・児童の「計画委員会」が中心になり、児童自らがいじめ問題について主体的に考え、いじめ防止を訴える取り組みを推進する。
- ・全校での「あいさつ隊」の取り組みを通して、学校や学級の仲間意識や所属感を高め、思いやりの心を育てる。

### (3) 学校・家庭・地域の連携について

各家庭との連携及び、PTAの研修、地域の関係団体との話し合いを通して、いじめ問題に対する理解と対策を講じる。

### (4) いじめ防止のための組織（法22上：必置）と具体的な取り組み

- 校内職員組織：校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，教育相談担当  
養護教諭，該当学級担任と学年主任

○校外関係者組織：学校評議員代表，P T A代表，地区民生委員代表  
この組織は，学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたっての中核となる役割を担う。また，校外関係者については，いじめの内容程度に応じて校長が招集する。

### 3. 早期発見の在り方について

#### (1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ・児童のささいな変化に気づくこと。
- ・気づいた情報を確実に共有する。
- ・情報に基づき速やかに対応する。  
(気になる変化，行為があった場合，5W1Hをメモし，職員間で共有する。)  
(健康観察，学級日誌，何気なく行ってきたことを意識的に積極的に活用する。)
- ・定期的なアンケート調査，個人面談を通して個別の状況把握に努める。
- ・休み時間や放課後の雑談の中などで，普段から子ども達とかかわりを深める。

#### (2) 地域・家庭との連携を通して

- ・子供の変化に関する家庭，地域からの情報を受け入れる体制を整える。
- ・P T A生徒指導部と連携してあいさつ運動を展開し，登校時の子供達の様子について情報を提供してもらう。

### 4. いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）いじめ情報のキャッチ

正確な実態把握 ・当事者，周囲の児童から個別に聴き取り，記録する。  
・複数の教職員で，情報を共有し，正確に把握する。  
・いじめの全体像を把握する

指導体制・方針 ・指導のねらいを明確にする。  
・教職員の共通理解と役割分担に努める。  
・教育委員会，関係機関との連携を図る。

児童生徒への指導・支援 ・いじめられた児童を保護し，心配や不安を取り除く。  
・いじめた児童への指導を行う。

保護者との連携 ・直接会って，具体的な対策を話す。  
・協力を求め，今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応 ・継続して，指導・支援を行う。  
・カウンセラー等の活用も含めた心のケアにあたる。  
・心の教育の充実を図った学級経営を行う。

#### ネットいじめへの対応

- ・校内における情報モラル教育を進めるとともに，保護者においても学年，学級懇談会，学校便り等で積極的に理解を求めていく。
- ・ネット上の不適切な書き込みがあった場合には，直ちに削除する措置をとる。

## 5. 重大事態への対処

### (1) 調査組織の設置（法28条①：必置）

〈重大事案と想定されるケース〉

- ・児童が自殺を図った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発生した場合
- ・相当の期間（年間30日を目安する）登校できない場合

以上の内容の重大事態への対処，発生防止に視するため山形市教育委員会の指示を仰ぎ対応する。

(2) 校内の連絡・報告体制は，別「学校緊急対応マニュアル」による。

(3) 当該調査に係る重大事態の事実関係，その他必要な情報等について，素早く山形市教育委員会を通じて，山形市長へ報告する。

(4) 重大事案に係る事実関係の調査，及び事故対応，発生防止等については，必要に応じ，山形市教育委員会，山形警察署，児童相談所，村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

## 6. 教育相談体制・生徒指導体制

### (1) 教育相談体制と活動計画

- ・「心のアンケート」を実施し，子どもの声を拾い上げ，いじめ問題の未然防止早期発見，早期対応に努める。
- ・「担任と個別に語り合う週間」を設定し，児童から相談できる体制を整え，早期発見，早期対応に努める。
- ・学年部特別支援コーディネーターと統括コーディネーターの連携により，教育相談体制を機能させる。

### (2) 生徒指導体制

その時，その場でどのような行動が適切か，自分で考えて，自分で決めて実行する力，自己指導能力を育てるために，生徒指導の三機能（自尊感情，自己決定，共感的人間関係）を重視した指導を行う。

## 7. 校内研修

- ・いじめに係る研修を年間計画に位置づけ，定期的な生徒指導研修と年に二回のいじめに関する校内研修を行い，教職員の共通認識を図る。
- ・「道徳の授業」の充実，「生徒指導の三機能を生かした授業づくりについて研修を深め，いじめ問題の未然防止に努める。

## 8. 学校評価

- ・いじめの実態を把握し，いじめの早期発見，そして対応に関する具体的な取組状況を評価して，改善に取り組んでいく。
- ・学年，学級懇談会や学校だより等において，いじめに係る基本方針やその取組学校評価の結果等についてお知らせし，いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに，家庭や地域との緊密な連携協力を図る。
- ・学期末の職員会議において，いじめ問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし，全教職員で共通理解を図る。

## 9. その他

- ・通常学級と特別支援学級との交流および共同学習，兄弟学級による異学年交流全校縦割り活動を通して，児童の自己有用間，自己肯定感を育成し，いじめ問題の未然防止につい努める，
- ・教職員が児童と向き合い，いじめ防止等に直接的に取り組んでいくことができるようにするため，一部の教職員の加重な負担がかからないように，組織的体制を整え，校務の効率化を図る。